

NEWS

～ 平成 28 年 9 月

社会保険労務士 岡経営労務事務所

労働保険事務組合 経営労務協会

横浜市港北区新横浜 2-5-10 新横浜楓第 2 ビル 7 階

TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759

URL <https://www.okakeiei.jp>

発行年月時点の情報をもとに記載しており、閲覧時の法令・運用と異なることがあります

～厚生年金保険加入時に住民票上の住所記載が必要となります～

今号では、平成 28 年 9 月より変更となる、日本年金機構による厚生年金保険（社会保険）資格取得時の本人確認事務についてお知らせいたします。

☆☆ポイント☆☆

1. 平成 28 年 9 月より、厚生年金保険（社会保険）の資格取得手続きには住民票上の住所記載が必須となります。
2. 住民票コードが確認できない場合、取得手続きが保留となり、住民票上の住所の確認を求められます。また、協会けんぽによる健康保険者証の発行も同時に保留となります。

■今後の資格取得時における本人確認

日本年金機構では、公的年金にかかるサービスの向上および架空社員の不正な資格取得防止のため基礎年金番号と住民票コードの「ひも付け」を一層推進することとし、平成 28 年 9 月より、厚生年金保険（社会保険）の加入時に本人確認として住民票コードの特定を行うこととなりました。

この変更措置により、今後は日本年金機構において住民票コードの確認を行い、確認ができない場合には、資格取得手続きを一旦保留とし、事業主に対して住民票上の住所を照会することとなりました。

■変更による影響と留意点

住民票コードが確認できないと手続きが中断してしまうため、今後取得手続きを行う際、必ず本人に現住所と住民票上の住所の確認をする必要があります。特に入社のため転居したような場合等は、住民票を新住所に移していない可能性がありますので注意しなければなりません。

照会中は健康保険者証の発行も保留となるため（健保組合を除く）、実際にお住まいの住所と住民票上の住所が一致しているか、必ず確認をするようお願いいたします。